

## 平成30年度包括外部監査の結果に対する措置の状況

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
決裁日漏れについて （農産物流通課他）  報告書71頁	<b>【指摘事項】</b> 発議書には決裁日を原則として記載しなければならないが、記載が漏れている。 他に同様の指摘8件あり。（参照頁87、96、118、170、181、189、197、204）	発議書の決裁日の記載が漏れていたものであり、今後記載漏れがないよう、複数人によるチェックを行い、事務誤りの防止に努めている。
契約書記載誤りにつ いて （農産物流通課）  報告書71頁	<b>【指摘事項】</b> 「ふくしま 新発売。」復興プロジェクトについて、平成29年4月1日から、契約解除に係る違約金条項等が追加され、委託業務変更契約書を締結している。違約金に関する条項に関する修正では、原契約書第12条第2項を削除し、第12条の2として追加すると記載している。変更契約書の追加された条項では、第13条の2となっており、契約内容が記載と相違している。	違約金条項等を追加する際に誤ったものであり、今後誤りのないよう、複数人によるチェックを行い、事務誤りの防止に努めている。
委託料の額の確定調 書について （農産物流通課）  報告書71頁	<b>【指摘事項】</b> 緊急時環境放射線モニタリング検査情報（農林水産物・加工食品）検索サイト開発・管理運営業務の委託料の額の確定通知は、委託料の額の確定調書で決裁が行われる運用となっている。その際、あて先を明記することとなっているが、記入漏れとなっている。 なお、当該契約は、確定額が委託額と同額であり、確定通知を省略することが可能である。他の事業においても同額の場合は、原則として省略とする運用がなされていることから、当該事業においても、通知を省略する運用をすべきであり、決裁時に多角的に検討されていないといえる。今後、運用の徹底が望まれる。	補助金等の交付決定額が確定額と同一の場合で、通知を省略した場合の補助金等の額の確定調書については、あて先、文書記号・番号の記載を省略する取扱いとする。

項目名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
<p>業務委託契約書の通知・送付に関する発議書の決裁日について （農産物流通課）</p> <p>報告書75頁</p>	<p>【指摘事項】 県では、発議書の決裁について、併せて支出負担行為調書の決裁を受ける場合は、発議書の決裁日を省略する取扱いを行っている。「がんばろう ふくしま！」応援店等拡大事業の業務委託契約の通知・送付に関する発議書においても同様の取扱いとなっていたが、支出負担行為調書の決裁日が、発議書の起案日以前となっていた。</p>	<p>発議書の起案日について記載する際に誤ったものであり、支出負担行為の決裁日が正しい月日である。今後誤りのないよう、複数人によるチェックを行い、事務誤りの防止に努めている。</p>
<p>補助金の確認書類の不備について （南会津農林事務所）</p> <p>報告書138頁</p>	<p>【指摘事項】 補助金の実績報告書の添付資料として以下の書類を入手することになっている。 （1）本事業に係る支払いを証する書類（領収書、明細書等） （2）その他知事が必要と認める書類 No.4の補助金は、色彩選別機のリースによる導入に係る事業費に対して補助するものであるが、物件の現物及び補助金相当額のリース会社への支払いに関する振込金受取書は確認しているものの、リース契約書及びリース物件借受証を確認していなかった。また、補助事業等検査確認においても契約書写の添付が確認項目を「適」としていた。 リース契約書及びリース物件借受証はリース取引の実在性を示す重要な書類であることから、補助事業の実績確認書類として徴求し、検証を行う必要がある。</p>	<p>リース契約書及びリース物件借受書については、平成30年11月21日に事業実施主体から徴取し、リース取引の内容が適正であることを確認した。 また、成果確認時に使用する補助事業成果確認チェックリストに、具体的な確認書類「リース契約書」「リース物件借受証」を明記することにより、審査の徹底を図っている。</p>
<p>事業の実施期間について （水産課）</p> <p>報告書205頁</p>	<p>【指摘事項】 事業の実施期間は平成29年6月1日から平成30年3月28日であるが、交付決定の通知が行われた平成29年6月1日より前に発生した経費を補助対象事業に含めている。 支出一覧には8月31日と記載しており、支払日をもって事業実施期間内に実施した事業にしていると見受けられるが、請求書には取引日の記載があり明らかに交付決定の通知より前に実施された事業であり指摘する。</p>	<p>交付決定日より前に発生した経費のため、補助対象外であった経費に対する補助金額について、事業実施主体から令和元年10月30日に返納された。 事業実施主体に対して、補助金交付の条件等を遵守するよう、また、申請内容の複数でのチェックを徹底するよう指導した。さらに、県としても、実績確認は二重のチェック体制で行っていく。</p>

項 目 名	監査結果報告の内容（要旨）	措置の内容
<p>実績報告書の記載内容の確認について （水産課）</p> <p>報告書205頁</p>	<p><b>【指摘事項】</b>  実績報告書の添付書類である事業費の根拠となる内訳を記載した資料「平成29年度福島県水産加工原料等安定確保支援事業の実績（事業費）一覧表」に事業費の支払先と事業内容が記載されており、事業費の内容を確認することができる。  しかし、平成30年1月以降の事業費の支出については日付、支払先、金額しか記載されておらず、事業内容の詳細（実施（納品）日、品目、数量、運搬区間等）の記載がないため事業内容の確認ができない。事業実績報告書の添付資料に不備がある場合は再提出を求めるか、事業内容を聴取し補助対象経費とすることの適否について検討し、検討結果及び結論を記載しておくべきであり指摘する。</p>	<p>1月以降の事業内容の詳細を記載した一覧表を、平成30年10月末に事業実施主体から徴取し、適正であることを確認した。  今後、実績報告提出書類確認は二重のチェック体制で行っていく。</p>